

○按ズルニ烟草百首ニ、上文白木屋ノ事ヲ載セテ、此れ甚非なり、元和の頃は、下ざまにてきせるを用ベキ筈なし、羅山文集に合て考へシトアリ。

### 〔煙草記〕禁免

或書にいはく、日本元和寛永のころ、天下に令して、たばこをうゆることを禁せしむ、然れども止ことをゑずつるに茶酒の上にたつ、

〔原城紀事〕十六 小笠原右近大夫、捕賊僞將山田右衛門作、致之信綱、伊豆守松平右衛門作、素爲良民、未嘗與賊通謀、住口津村、及事起、賊捕其妻子爲質、不得已從賊、陽爲其用、欲伺釁干功、購其罪、○中略

信綱携右衛門作還、畜諸邸中密檢敷匪殘黨、時都下屢失火、每多延燒、信綱邸嚴禁喫烟、有遷所卒竊喫烟燐其席者、信綱處之斬、且曰、非磔其尸、未足懲人心、而邸中無由磔尸、則使右衛門作描其始末、揭之邸中、稠人所、○中略右衛門作更名古庵、以西洋畫聞世、

〔嬉遊笑覽〕飲食十上、慶安四年辛卯町觸に烟草呑候處、家内ニ定め置候て、其場所より外にて、たばこ呑ざる様可仕事、

### 〔徳川禁令考〕四十四 煙草作業 寛文七未年閏二月十九日

本田烟にたばこ作候事停止、野山は不苦旨、

覺

於諸國在々所々、本田烟にたばこ作候事、自今以後可被停止之、但野山を新規切起作候儀ハ不苦候、右之趣、各御代官中江堅可被申付候、以上、

未閏二月十九日

〔常憲院殿御實紀〕二十八 元祿六年十月、此月令せられしは、東西内外の下馬所にて、煙草喫べから